

## 令和8年大船渡市選挙管理委員会第5回定例会 会議録

- 1 期 日 令和8年5月11日（月）
- 2 場 所 大船渡市選挙管理委員会事務局
- 3 出席委員 委員長 佐々木 一 郎  
委員長職務代理者 今 野 喜代司  
委員 岩 脇 香 澄  
委員 新 沼 拓 郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 事務局長 佐々木 崇  
出席者 事務局長補佐 今 野 宏 紀  
主任 山 崎 あゆみ
- 6 提出案件  
報告第1号 選挙人名簿登録の移替えについて  
議案第1号 選挙人名簿登録の抹消について  
議案第2号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

### 7 委員会

(1) 開会時刻 午後3時

(2) 議 事

(委員長)

只今から、令和8年大船渡市選挙管理委員会第5回定例会を開会いたします。本定例会は委員全員が出席しておりますので、会議は成立いたしております。本日の付議する事件は、報告1件、議案2件であります。それでは、「報告第1号 選挙人名簿登録の移替えについて」を事務局から説明願います。

(事務局長)

1ページをお開き願います。

「報告第1号 選挙人名簿登録の移替えについて」

公職選挙法施行令第17条の規定により、当市の選挙人名簿に登録されている別紙の者が、他の投票区の区域に住所を移したことにより、登録の移替えをしたので、報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

2ページから4ページまでは、移替えた者の一覧でございます。  
移替えた者は、男性27人、女性21人、計48人となっております。  
以上でございます。

(委員長)

只今、報告第1号について説明がありました。

それでは、一通りお目通しいたきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

報告第1号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議がないようですので、本件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、「議案第1号 選挙人名簿登録の抹消について」を事務局から説明願います。

(事務局長)

5ページをお開き願います。

「議案第1号 選挙人名簿登録の抹消について」

公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている別紙の者を選挙人名簿から抹消することについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

6ページをお開き願います。

6ページから9ページまでは、抹消者一覧でございます。

死亡を事由とする者は、男性20人、女性24人、計44人。

転出を事由とする者は、男性22人、女性10人、計32人となっております。

10ページをお開き願います。

こちらは、令和8年5月1日を基準日とし、令和8年4月30日現在で作成した投票区別の名簿登録者数となっており、男性13,001人、女性14,375人、計27,376人となっております。

以上でございます。

(委員長)

只今、議案第1号についての提案がなされました。

それでは、一通りお目通しいただきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

次に、「議案第2号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を事務局から説明願います。

(事務局長)

11ページをお開き願います。

「議案第2号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」

公職選挙法第28条の4第7項及び大船渡市選挙等執行規程第7条の2の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり告示の方法により公表することについて、委員会の議決をお願いするものです。

告示の期日は令和8年5月11日とし、告示の方法は、大船渡市役所公告板に掲示しようとするものでございます。

12ページが告示案、13ページが閲覧状況となっております。

以上でございます。

(委員長)

只今、議案第2号についての提案がなされました。

それでは、一通りお目通しいただきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日付議された事件についての審議が終わりましたが、皆様から何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

(委員長)

事務局から何かありますか。

(事務局長補佐)

今後の日程を確認させていただきます。

次回の選挙管理委員会定例会は、6月1日の月曜日の午後3時から、大船渡市選挙管理委員会事務局において開催いたします。

5月18日の月曜日の午後3時から、陸前高田市コミュニティホールにおいて、岩手県市町村選挙管理委員会連合会大船渡支会総会を開催いたします。乗り合わせにて移動いたしますので、午後2時15分までに選挙管理委員会事務局へ就業願います。

5月27日の水曜日の午後1時から、盛岡市中央公民館において、岩手県市町村選挙管理委員会連合会の監査、理事会及び定期総会が開催されますので、委員長の出席をお願いします。

5月29日の金曜日の午前10時30分から、大船渡市役所の地階大会議室において、大船渡市明るい選挙推進協議会総会を開催いたしますので、全委員の出席を

お願いします。

次に、大船渡市審議会等の会議の公開に関する指針についてです。

本指針は、令和8年4月1日から運用開始され、選挙管理委員会についてもこの指針の内容が適用されます。

本指針の運用において、公開又は非公開の決定は、構成員の意思確認を行い、審査会等の長が決定することとされております。

傍聴要領の内容と併せて、改めて、選挙管理委員会の会議について、原則公開とする旨をご理解いただきたいと思います。

傍聴要領ですが、傍聴人については定員を5名、これを超える場合は抽選とします。

また、傍聴人やホームページ等に公開する会議資料は、個人情報が含まれる部分を非公開として処理します。

(岩脇委員)

今後、定例会等での発言においては、個人名の取扱いはどのようにしたらよいですか。

(事務局長)

個人情報の観点から、必要に応じて資料の何番の方、のように特定の個人が分からない形での表現に配慮いただきたい。

(委員長)

傍聴人が5人を超えた場合は抽選ということですが、傍聴人は会議前に来ることになりますか。

(事務局長)

開催通知において、10分前までに開催場所へ来ることとしています。

(委員長)

只今の説明について、ご理解いただけたでしょうか。

(質問・異議なし)

(委員長)

それでは、これもちまして閉会といたします。本日はご苦労さまでした。

(3) 閉会時刻 午後3時45分